

## 耐震診断・改修助成制度に関するQ & A

### Q 1 最大100万円の助成というのはどういうことか？

A 1 耐震診断の助成額が最大10万円、耐震改修の助成額が個人住宅リフォーム資金補助制度と併用申請で80万円、個人住宅リフォーム資金補助制度の補助額が10万円で合わせて100万円となります。最大の助成額ですので、対象者区分や工事費用によって助成額は変わります。

### Q 2 耐震診断とはどのようなことをするのか？

A 2 住宅の構造や劣化の度合い等を総合的に調査します。

### Q 3 耐震改修とはどのような工事なのか？

A 3 耐震診断の結果を元に、筋交いを入れたり、屋根を軽くするなどして住宅の耐震性が足りない部分を補強していきます。補強方法については耐震診断後、事業者にご相談してください。

### Q 4 認定後ではないと事業者と契約してはいけないのか？

A 4 助成要件から外れてしまうため、必ず認定のご連絡の後に事業者と契約してください。

### Q 5 パンフレットに事前相談をしてくださいと書かれているが、事前相談を行わないと助成対象外になってしまうのか？

A 5 助成対象外にはなりません。耐震改修などについては制度の期限等があるので、事前相談をお願いしています。

### Q 6 補助額のみ耐震改修工事を行うことは可能か？

A 6 耐震改修助成制度は上部構造評点を1.0以上にすること（＝耐震化がされること）が条件です。補助額内でこの条件を満たせば可能ですが、補助額の範囲で条件を満たせない場合、自己負担が出てしまいます。

### Q 7 耐震助成制度を使い、両親が住んでいる住宅を建替えて二世帯住宅にしたいのだが、建替後の住宅の所有者はだれでもよいのか？

A 7 建替後の住宅の所有者が申請者の一親等以内の親族であれば助成対象となります。ただし、住宅の建替えで助成を受けたい場合は、要件の確認や制度の期限等もあるため、必ず事前にご相談ください。

**Q 8 貸家は助成対象となるのか？**

A 8 申請者が耐震診断又は耐震改修を行う建築物に居住していることが助成要件に含まれているため、助成対象外となります。

**Q 9 地盤改良や既存建物の解体は助成対象となるのか？**

A 9 地盤改良工事については、助成対象工事となる場合が御座いますが、地盤改良工事のみで助成要件を満たす耐震改修工事となることは稀であります。また、既存建物の解体工事については、助成対象外となります。

**Q 10 国の助成制度との併用は可能か？**

A 10 助成費用の財源の一部に国の交付金を利用しているため、国の助成制度との併用はできません。

**Q 11 耐震改修工事はどれくらいの金額がかかるか？**

A 11 現在お住まいの住宅が耐震診断の結果、どれくらい耐震性があるかにより変わります。金額については耐震診断後、事業者にご相談してください。

**Q 12 事業者が適切な内容で耐震診断をしているか不安なので市職員も見に来てほしい。**

A 12 現地に伺うことはできませんが、完了報告時に提出していただく診断結果報告書で、診断内容については確認しています。

**Q 13 建築確認通知書が無い場合、建築時期が確認できる書類はどの様なものを認定申請書に添付すればよいのか？**

A 13 例として、建築計画概要書や認定申請を行う建築物の登記事項証明書等が挙げられます。また、認定申請書に個人情報利用目的外利用同意書を添付して頂ければ、市の保有する不動産登記情報により建築時期を確認させて頂くことも可能です。

**Q 14 自宅の設計図書がなくても耐震診断ができるか？**

A 14 設計図書がない旨初めに診断事業者伝えてください。事業者によっては図面を作成してくれる可能性があります。

**Q 15 改修工事中に改修設計の変更が必要になった場合、どの様な手続きが必要か？**

A 15 「新座市既存木造住宅耐震改修等内容変更届」により、変更内容を届け出る必要があります。

**Q16 耐震改修等助成制度の期限はあるか？**

A16 申請年度の2月末までに、工事を終えて交付申請をしていただく必要があります。耐震診断についても同様です。期限までに交付申請がなされない場合は助成を行うことができませんので御注意下さい。

なお、建替工事については、交付申請書に検査済証及び建替後の建築物の登記事項証明書を添付して頂く必要があるため、交付申請を行う前に保存登記を完了して頂かなければならないことも併せて御注意下さい。

**Q17 工事完了が申請年度の2月末に間に合わない場合、年度をまたいでの申請とすることは可能か？**

A17 申請に係る耐震改修工事（建替工事及び耐震シェルター等設置工事含む）について年度をまたぐことはできません。

**Q18 耐震改修等の交付申請書に添付する領収書の写しについて、建替工事で工事費用が高額であることから、銀行振込にて支払いを行ったため、領収書が存在しない場合、何を添付すればよいのか？**

A18 請求書及び引渡証明書等を市長が定める書類として添付して頂くこととなります。

**Q19 耐震改修等の交付申請書に添付する耐震改修等の内容が分かる工事状況写真とは、工事中的写真のことを指すのか？**

A19 工事を行う全ての箇所における工事前、工事中、工事完了後の写真を指します。

**Q20 事業者は新座市の中から選ばなくては駄目なのか？**

A20 市外事業者でも構いませんが、次の要件を満たしている必要があります。

**【診断事業者の場合】**

- ① 建築士事務所登録を受けていること
- ② 耐震診断を行う事業者が、一級建築士、二級建築士、木造建築士のいずれかの資格を有していること
- ③ (財)日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断の講習会等を受講していること

**【改修事業者の場合】**

- ・ 建設業の許可を受けていること

Q21 所得税の特例措置に係る「住宅耐震改修証明書」の発行はどこでできるのか？

A21 新座市役所建築審査課住宅係の他、建築士事務所に所属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関並びに住宅瑕疵担保責任保険法人にて発行することができます。発行の際に必要な提出書類については発行依頼先にお問合せ下さい。